

第 20 回社会福祉士・第 10 回精神保健福祉士 共通科目
「公的扶助論」
解答(やまだ塾解答速報の訂正版)・解説(簡易版)

2008 年 3 月 3 日 掲載

今年度は解答速報の段階ではあえて解答を 1 つに絞って掲載した。

その後は解答速報の逐一の訂正はしなかったが、今回の解説(簡易版)とあわせてやまだ塾の解答速報の訂正を行う。

また、複数回答(解なしを含む)の可能性のある問題も今回指摘している。

なお、国家試験として疑義のある問題については、4 月以降に掲載する解説(詳細版)の段階において、昨年度同様に「脇の甘い問題」として掲載する予定である。

「公的扶助論」の訂正箇所	・訂正なし
--------------	-------

番号	設問	解答速報 (1/28.6:10)	やまだ塾の 解答(解答速報の訂正版)と解説(簡易版)
21	救護法と旧生活保護法の内容	3	やまだ塾の解答:3 AO B×「“補助”である」 C×「“1950 年公布・施行の現行の生活保護法”である」 DO
22	生活保護法の原理・原則等	3	やまだ塾の解答:3 1×「“最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする”」 2×「“法律に定める要件を満たす限り”である」 3O 4×「“保護の申請がなくても、必要な保護を行うことができる”」 5×「“保護は、要保護者の年齢別、性別、健康状態等その個人又は世帯の実際の必要の相違を考慮して、有効且つ適切に行うものとする”」
23	生活保護の基準	3	やまだ塾の解答:3 AO B×「第 1 類と第 2 類が逆の説明である」 C×「地域別、大人・小人別である」 DO

<http://www.yamadajuku.com/>

やまだ塾

Copyright(C) 2008 Shunsaku Yamada. All rights reserved.

24	保護の実施	4	やまだ塾の解答:4 1×「2の説明が対応する」 2×「1の説明が対応する」 3×「“指導監督を行う所員は、所の長の指揮監督を受けて、現業事務の指導監督をつかさどる”」 4○ 5×「“保護の開始又は変更の申請は、町村長を経由してすることもできる”」
25	被保護者の権利及び義務	1	やまだ塾の解答:1 1○ 2×「“正当な理由がなければ”である」 3×「“保護金品又はこれを受ける権利を差し押えられることがない”」 4×「“課せられることがない”」 5×「“保護を受ける権利を譲り渡すことができない”」
26	生活福祉資金貸付制度	5	やまだ塾の解答:5 1×「できる」 2×「再就職するまでの間の生活資金である」 3×「“福祉資金”の説明である」 4×「“病気等によって一時的に必要な資金”である」 5○
27	近年(平成13年度から17年度)の生活保護の実態調査における全国的な特徴	2	やまだ塾の解答:2 1×「市部である」 2○ 3×「高齢者世帯である」 4×「“非稼働世帯>稼働世帯”である」 5×「“傷病によるもの”である」
28	生活保護における「自立支援プログラム」	4	やまだ塾の解答:4 1○ 2○ 3○ 4×「“地方自治体において…できる限り多くの被保護者が個別支援プログラムに参加することを目標とする”状況である」 5○

29	現代の貧困研究	3	やまだ塾の解答:3 1×「2の説明が対応する」 2×「1の説明が対応する」 3○ 4×「5の説明が対応する」 5×「4の説明が対応する」
30	生活保護法における訪問調査	1	やまだ塾の解答:1 1○ 2×「“申請書等を受理した日から1週間以内”である」 3×「“臨時訪問を行う”」 4×「“本人及び担当主治医等に面接”である」 5×「助言指導を行うことができる」